

内閣参質一〇二第五二号

昭和六十年七月十二日

内閣総理大臣 中曾根 康弘

参議院議長 木村 睦男 殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出「豊田商事問題」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出「豊田商事問題」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

昭和五十九年四月一日から昭和六十年五月三十一日までの間に国民生活センター並びに都道府県立及び政令指定都市立の消費生活センターに寄せられた豊田商事（鹿島商事を含む。）関係の苦情相談について調査したところによると、苦情相談件数は合計で四千三百五件となっており、このうち契約に基づいて既に支払った金銭の額（以下「既払い金額」という。）が苦情相談において判明しているものは三千七十九件で、その金額の合計は百九億四千九百五十三万円となっている。都道府県別の苦情相談件数及び苦情相談において判明している既払い金額は、別表のとおりである。

また、この調査結果によると、苦情相談のうち六十歳以上の高齢者に係るものの件数（二千

四百二十二件）が年齢の判明している者に係るものの件数全体（三千九百三十件）の約六割という高い割合を占めているが、これには、高齢化、核家族化の進展等を背景に、特に高齢者が勧誘の対象にされたという事情があるものと考えられる。

なお、沖縄県立の消費生活センターに寄せられた苦情相談の件数は七十三件となっており、このうち既払い金額が判明しているものは五十六件で、その金額の合計は一億六千三百七十三万円となつている。沖縄県における状況が他の都道府県と比べて特に異なるものであるとは考えていないが、この調査結果からみる限り、高齢者に係る苦情相談の件数の割合が全国平均に比べやや高いといえる。

四及び五について

消費者取引形態の多様化及び消費者の資産の増大に伴う有利な資産選択意識の高まりのなかで、消費者のニーズに便乗した巧妙な商法が出現し、消費者に被害をもたらしていると考え

る。

金等の現物まがい取引に対しては、これまでも消費者保護会議の決定に基づき、不法事犯の取締りの強化等各種法令の厳格な運用及び随時迅速な情報提供を行つてきており、関係行政機関等の消費者相談窓口においても適切な消費者相談に努めてきているところである。

今後とも、関係省庁連携の下、消費者保護の観点から不法事犯の取締りの強化等各種法令の厳格な運用及び迅速な情報提供に努めることとしている。また、特に、本件類似の悪質な商法に対する啓発と併せて、高齢者に重点を置いた啓発活動を積極的に行つてまいる所存である。

六及び七について

既契約者への対応については、政府としては国家賠償によるべき性格のものとは考えていないが、今後とも生活困窮者に対しては現行制度の下で適切な対応を図るとともに、関係行政機関等の消費者相談窓口に設置した豊田商事関連の百十番等を通じて破産手続における債権保全

のための措置の紹介を行うなど、きめの細かい消費者相談を進めていくこととしている。

本件については、事件の解明及び右に述べた事項について、最善の努力を尽くしてまいりたい。

別表

豊田商事（鹿島商事を含む。）関係の苦情相談の状況（昭和五十九年四月一日～昭和六十年五月三十一日）

	苦情相談件数（件）	既払金額（万円）
北海道	三四四	四三、五四七
青森県	一三	三、七二九
岩手県	四九	五、二七七
宮城県	三二	一五、五五五
秋田県	四七	一〇、七七七
山形県	五四	一四、二三〇

愛	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栃	茨	福
知	岡	阜	野	梨	井	川	山	潟	奈 川	京	葉	玉	馬	木	城	島
県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	都	県	県	県	県	県	県

二 二九	一 四三	三 三	三 四	○	五 〇	一 二二	六 八	五 九	二 四六	三 三一	三 五	七 九	一 三六	七 一	二 二八	四 八
---------	---------	--------	--------	---	--------	---------	--------	--------	---------	---------	--------	--------	---------	--------	---------	--------

七

五〇、二一〇	三三、八二六	九、八三三	六、〇八五	○	九、八一四	二六、四二五	一八、一八〇	一二、八八九	四五、三六四	一〇一、六七八	一〇、二〇七	八、九〇〇	四八、〇九〇	三、五一九	二二、五一一	七、九一〇
--------	--------	-------	-------	---	-------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	--------	-------	--------	-------

三	滋	京	大	兵	奈	和	鳥	島	岡	広	山	徳	香	愛	高	福
重	賀	都	阪	庫	良	歌 山	取	根	山	島	口	島	川	媛	知	岡
県	府	府	府	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県

三五	二	一五六	一四四	二四九	三五	二九	五	一九	九九	九八	六	五七	一八	二六	〇	三七
----	---	-----	-----	-----	----	----	---	----	----	----	---	----	----	----	---	----

七、二七七	五	四二、七三八	三三、一四七	九三、七四六	二〇、五七六	一八、〇〇八	一、九二五	二、六〇五	一七、四四九	三八、九〇六	一、二八六	一六、四七四	三七五	二、八八七	〇	九七、八三三
-------	---	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	-----	-------	---	--------

佐賀県	○	三三、四四七
長崎県	八四	二五、二三四
熊本県	八〇	一五、〇一七
大分県	九八	二〇、九四六
宮崎県	八四	二四、一二五
鹿児島県	九六	一六、三七三
沖縄県	七三	
小計	四、一五〇	一、〇二七、九三五
国民生活センター	一五五	六七、〇一八
合計	四、三〇五	一、〇九四、九五三

(注) 一 都道府県別の件数は、都道府県立及び政令指定都市立の消費生活センターに昭和五十九年四月一日から昭和六十年五月三十一日までの間に寄せられた苦情相談件数である。

二 既払い金額は、苦情相談において当該金額が判明しているものについて集計したものである。